

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領

(目的)

第1条 この要領は、愛媛県土木部が発注する工事において、熱中症対策を徹底し、建設現場の労働環境を改善することを目的としたものである。

(用語の定義)

第2条 この要領において、使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

(1) 真夏日

日最高気温が30度以上の日をいう。

ただし、夜間工事の場合は作業時間帯の最高気温が30度以上の場合とする。

(2) 対象期間

工期の始期から工期の終期までの期間で、準備期間、施工に必要な実日数、不稼働日、後片付け期間の合計をいう。

なお、年末年始6日間(12/29～1/3)※¹、夏季休暇3日間(8/13～8/15)※¹、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間など対象として取り扱うことが適当でない期間は含まない。

※1 就業規則等により、受注企業において別途定められた期間がある場合はこれによらない。

(3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$\text{真夏日率} = \text{対象期間中の真夏日合計日数}^{\ast 2} \div \text{対象期間日数}$
--

※2 対象期間中の真夏日合計日数は、受発注者間協議により、実日数以内で処理できるものとする。

(対象工事)

第3条 土木部が発注する工事のうち、主たる工種が屋外作業である工事を対象とする。

ただし、真夏日率確認後の変更手続きが困難なものは除く。

- 2 発注者は、前項により熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とした工事は、設計図書に特記仕様書(別紙1)を添付し、対象工事であることを明示するものとする。

(実施方法)

第4条 受注者は、熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、工事着手までに工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を発注者と協議しなければならない。

- 2 発注者は、工事変更請負契約にあたっては、あらかじめ対象工事の真夏日率を確認するものとする。なお、受注者は確認に必要な資料を整備し、監督員等から請求があった場合は速やかに提出又は提示しなければならない。
- 3 受注者は、工事完成時に、計測結果の資料を提出しなければならない。

（気温の計測方法等）

第5条 真夏日の判定にあたっては、施工現場から最寄りの気象庁の気象観測所の気温または環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

2 前項によりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることができる。

3 計測に要する費用は受注者の負担とする。

（費用の計上）

第6条 現場管理費の補正は、工期中の日最高気温の状況に応じて補正値を算出し、現場管理費率に加算することとする。なお、補正は変更契約において行うものとする。

ただし、「積雪寒冷地域で施工時期が冬期となる場合の補正」及び「緊急工事の場合」と重複する場合においても最高2%とする。

（1）補正値の算出方法

$$\text{補正値（％）} = \text{真夏日率} \times \text{真夏日補正係数}^{\ast 3}$$

※3 真夏日補正係数：1.2

小数第3位四捨五入

（2）現場管理費補正方法

$$\text{対象純工事費} \times \left((\text{現場管理費率} \times \text{補正係数}^{\ast 4}) + \text{補正値} \right)$$

※4 工種区分による地域補正

（施工箇所点在型への適用）

第7条 施工箇所点在型工事については、点在する箇所毎に補正を行うことができるものとする。

（その他）

第8条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

(別紙1)

熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に関する特記仕様書

本工事は、愛媛県工事請負契約書及び愛媛県土木工事共通仕様書によるほか、この特記仕様書によらなければならない。

(対象工事)

第1条 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づく、工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

(施工箇所が点在型の場合)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、点在する箇所毎に工事期間中の日最高気温が30度以上を超える真夏日の日数に応じて間接費の補正を行う試行工事である。

(夜間工事の場合)

本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領に基づき、工事期間中の作業時間帯の最高気温が30度以上を超える真夏日を対象に間接費の補正を行う試行工事である。

(実施協議)

第2条 熱中症対策に資する現場管理費の補正を希望する場合は、気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行い、施工計画書等に記載するものとする。なお、計測方法は最寄りの気象庁公表の気象観測所の気温(日最高気温30℃以上対象)または環境省公表の観測地点の暑さ指数(WBGT)(日最高WBGT25℃以上対象)を用いることを標準とする。

(その他)

第3条 この特記仕様書および試行要領に定めのない事項については、受発注者協議によるものとする。